株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第二号様式

> (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況 (短期大量譲渡の場合)】(1)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単 価

(記載上の注意)

この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第1号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(4) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること

- (1) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡の場合)
 - a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以降、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
 - b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券等別を 記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。

なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。

- c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、 譲渡の相手方ごとに記載すること。
- d 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、有価証券 市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相

手方を知ることができないときは、その理由を明記した上で、この欄に記載することを要しない。

e 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等、売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。